

福岡県障がい者リハビリテーションセンターの管理状況等について

この「管理状況等」は、管理基準・管理方法の仕様を示したものであり、管理体制の検討、管理経費の積算を行うための基礎資料として情報提供するものです。

申請者は、事業計画書においてこの「管理状況等」を参考とし、管理体制（人員配置、外部委託等）及び管理経費等を提案してください。

1 管理運営業務の対象となる施設

別表に掲げる土地、建物及び付帯設備

2 施設の定員	自立訓練（機能訓練）	55名
	自立訓練（生活訓練）	25名
	施設入所支援	60名

3 施設の管理に関する基本的な考え方

指定管理者は、次に掲げる項目に沿って施設の管理運営を行ってください。

- (1) 福岡県障がい者リハビリテーションセンターは、障がい者の自立訓練その他必要な支援を行い、もってその福祉の増進を図ることを目的として、一人ひとりの利用者に合った医学的・社会的リハビリテーション等を提供し、身体機能の改善や社会生活力の向上に努め、その社会復帰を目指しており、この運営方針に基づき、適切な管理運営を行うこと。
- (2) 関係法令の規定に従い適切な管理運営を行うこと。
- (3) 特定の個人や団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- (4) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (5) 利用者の意見・要望等を管理運営に反映させること。

4 管理運営業務

(1) 施設・設備の維持及び保守

下記に掲げる施設・設備の維持及び保守に関すること。

- 清掃、付帯設備（電気設備・ボイラー設備・冷房設備・自動扉設備）保守管理
- 給水・衛生設備関係管理
 - ・貯水槽清掃及び水質検査業務
 - ・害虫・ネズミ駆除
- エレベーター保守点検
- 消防用設備等保守点検
- 除草・剪定
- 調理業務
- 厨房ダクト清掃
- 給与・会計ソフト保守

(2) 施設の運営に関する業務

ア 提供サービス内容

- ① 自立訓練（機能訓練）：利用期間 18 ヶ月
身体障がい者のリハビリテーションや身体機能の維持・回復等を行う。
- ② 自立訓練（生活訓練）：利用期間 2 年
高次脳機能障がい者の生活能力の維持・向上等を行う。
- ③ 施設入所支援
施設に入所している障がい者に対して、夜間に入浴・排せつ・食事の介護等を提供する。

イ 施設利用者との契約

介護給付費等の支給決定を受けた利用者からのサービスの利用申し込みに際しては、利用者に対して施設の目的や運営方針などの重要事項について書面により十分な説明を行わなければならない。

また、契約が成立したときは、利用者にサービスの内容、利用者が支払うべき額、サービスの提供開始日、苦情受付窓口などを記載した書面を交付しなければならない。

ウ 施設利用に係る利用者負担額の徴収及び自立支援給付費の請求

利用者及び扶養義務者の負担能力に応じて利用者負担額がある場合は、施設がこれを徴収し、領収書を発行する。

また、施設は、提供した福祉サービスの介護給付費等の請求書、明細書等を、サービス提供月の翌月 10 日までに国民健康保険団体連合会を経由して市町村に提出し、介護給付費等の支給を受ける。

5 管理経費基準額

県が支払う委託料については、5 か年（令和 8 年度～12 年度）総額が下記の県が支払う管理委託料の 5 か年分以内となるよう、収支計画書を作成してください。

（単位：千円）

		単年度経費（税抜）
管理経費	人件費	194,900
	物件費	93,729
	小計 A	288,629
利用料金（収入） B		218,336
調整額 C（※）		△6,006
県が支払う管理委託料（A－B＋C）		64,287

（※）調整額は、直近の利用料金増収率を類似施設と比較し、利用料金の収入に対するインセンティブを付与するため、県が設定したものです。